

戸籍に関する証明等交付申請書(郵送用)

桜川市長 あて

令和 年 月 日

① どなたの証明が必要ですか。

※筆頭者は亡くなられても変わりません。

本籍	茨城県桜川市		
筆頭者の氏名	フリガナ		
必要な方	フリガナ	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生

② どのような証明が必要ですか。

戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	450円	通	身分証明書 ※本人申請のみ	300円	通
戸籍個人事項証明（戸籍抄本）	450円	通	独身証明書 ※本人申請のみ	300円	通
除籍全部事項証明（除籍謄本）	750円	通	改製原戸籍謄本	750円	通
戸籍附票	<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者		<input type="checkbox"/> 在外選挙人登録		(全部) 300円 通
	※本籍・筆頭者、在外選挙人登録の記載が必要な場合、上記をチェックしてください。チェックがない場合記載されません。				(個人) 300円 通
※戸籍附票で証明が必要な住所（ ）					住所によっては2通以上になる場合があります。
その他の証明（ ）		通	※手数料等、事前にお問い合わせください。		

使いみち パスポート申請 相続 その他（ ）

提出先（ ）

ご関係が代理人・その他の方は使用目的、提出先等、理由を具体的にご記入ください。

〔 〕

★相続などで、必要とする証明書の種類や通数がわからない場合は、下記にご記入ください。

今回亡くなった【（ ）様〔明・大・昭・平・令 年 月 日生〕】について、

亡くなったことがわかる戸籍 各（ ）通必要

亡くなった人について【 】から【 】までの戸籍が 各（ ）通必要

【 】と【 】の関係がわかる戸籍が 各（ ）通必要

その他（ ）

③ 申請者はどなたですか。

住所 〒	電話番号 — —
	平日の昼間に連絡の取れる電話番号
フリガナ 氏名 (署名)	大正・昭和・平成・令和 生年月日 年 月 日生

【申請の際に必要なもの ※詳細は裏面をご確認ください】

- ① 戸籍に関する証明等交付申請書(この用紙です。)
 - ② 申請者の本人確認書類の写し(マイナンバーカードの場合はマイナンバーが記載されている面は添付不要です。)
 - ③ 手数料分のゆうちょ銀行発行定額小為替(何も記入せず、そのままお送りください。)
 - ④ 切手貼付の返信用封筒(送付先は、②記載の住所または住民票/戸籍附票で確認できる住所に限ります。)
- ※代理人・その他の方が申請する場合は、直系の方からの署名入りの委任状が必要です。

委任状は原本のみ有効です。原本をコピー、ファックス及び電子メールで受信した委任状は無効です。

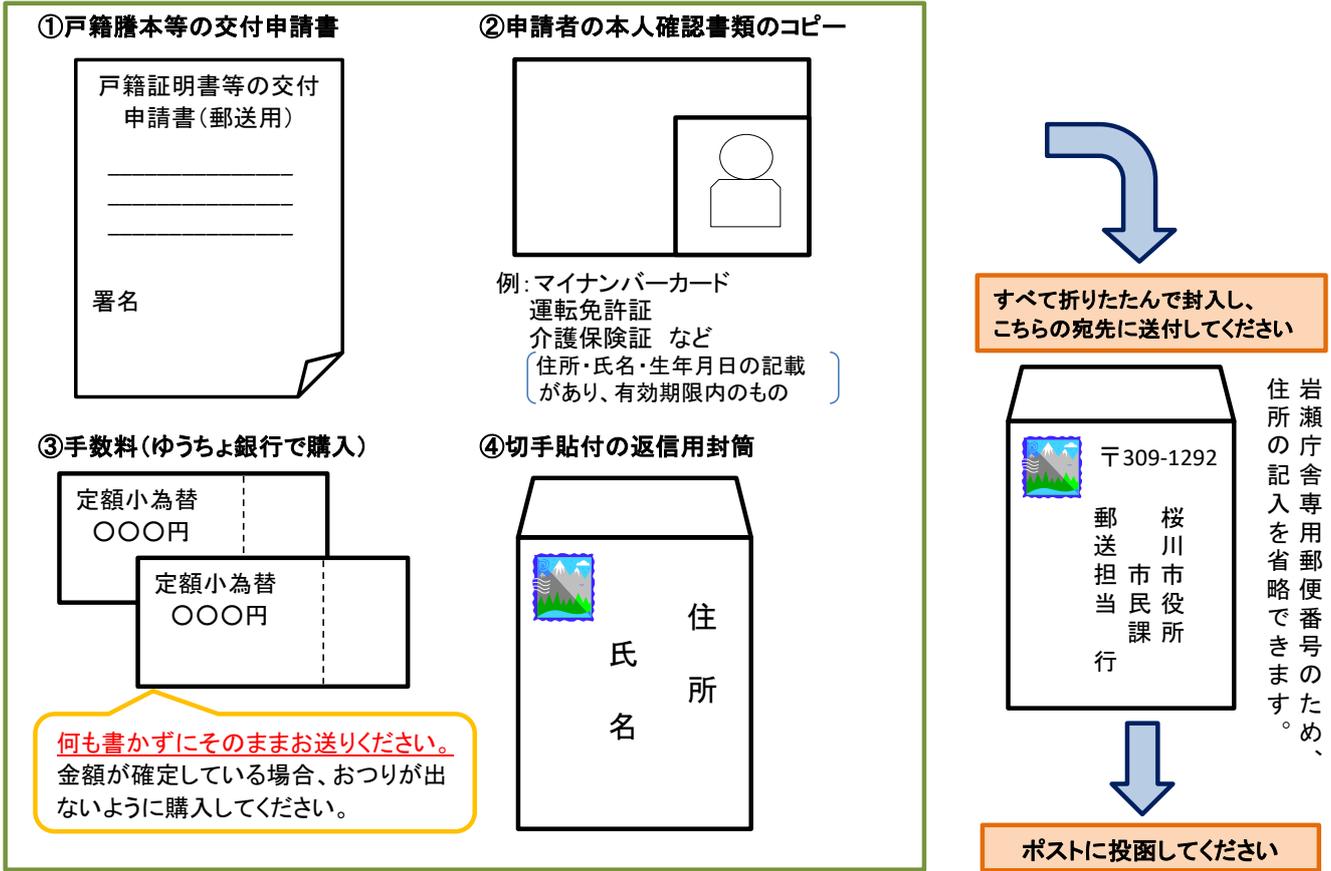
〇いつわり、その他不正な手段により交付を受けたときは、過料に処せられることがあります。

〇使いみちがプライバシーの侵害になるような不当な目的によるものであるときは、請求に応じられません。

職員記入欄	本人確認	小為替	交付金額	おつり	返送用封筒		送付先確認	
	個力 免許証 他()		円	円	円	円切手	スマートレター レターパック 赤 青 他	済 未
	権限確認 【 本人 配偶者 子 孫 曾孫 父母 祖父母 委任状 その他() 疎明資料 <input type="checkbox"/> 】							

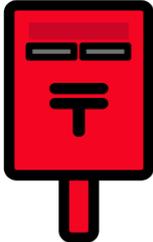
【戸籍証明書等の郵送申請の流れ】

下記の必要書類を用意してください



何も書かずにそのままお送りください。
金額が確定している場合、おつりが出ないように購入してください。

郵送申請は、お手元に書類が届くまで1週間程度かかります。
あらかじめ余裕をもってご請求ください。



- ① 交付申請書に必要事項を記載してください。
※本籍・筆頭者の氏名がわからない場合は、本籍・筆頭者氏名が記載された住民票の写しを取得してご確認ください。
- ② 本人確認書類として、運転免許証・介護保険証など、有効期限内で住所・氏名・生年月日の記載があるものの写しを添付してください。
※マイナンバーカードはマイナンバー記載の面は添付しないでください。
※旅券(パスポート)は住所が記載されていないため郵送請求の場合は本人確認書類とはなりません。
- ③ 手数料分の、ゆうちょ銀行発行の定額小為替を封入してください。
※手数料を超過した分については返信用封筒におつりを同封して返送いたします。
※手数料不足分については、その旨、電話連絡いたしますので、不足額分の定額小為替を追加でご郵送ください。
- ④ 料金受取人払もしくは返送に必要な額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
※貼付した切手で郵送料金が不足する場合は、料金不足分受取人払にて返送させていただきます。

【その他の注意事項】

- ・申請書への記入もれ、添付書類の不足がある場合は、ご希望される戸籍証明書等が取得できないことがあります。
- ・申請書の内容に不備、必要な書類の不足があった場合のために、平日(日中)の連絡先電話番号を忘れずにご記入ください。
確認が取れなかった場合は、手数料等を返却することがあります。
- ・手数料や書類等に不足があった場合は、不足分到着確認後、戸籍証明書等を発送いたします。
- ・住所を異動したばかりで請求者の本人確認書類の住所と相違する場合は、最新の住民票(謄本または抄本)もあわせて添付してください(写し可)。その場合の送付先は住民票に記載されている最新の住所に限ります。
- ・成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の方が申請する場合は、その資格を証明する登記事項証明書または裁判所の謄本を添付してください。どちらも発行(作成)日より3ヶ月以内のものが有効です。
- ・戸籍の附票の除票は、住民基本台帳法施行令の当時の保存年限により取得できないことがあります。詳しくはお問い合わせください。